

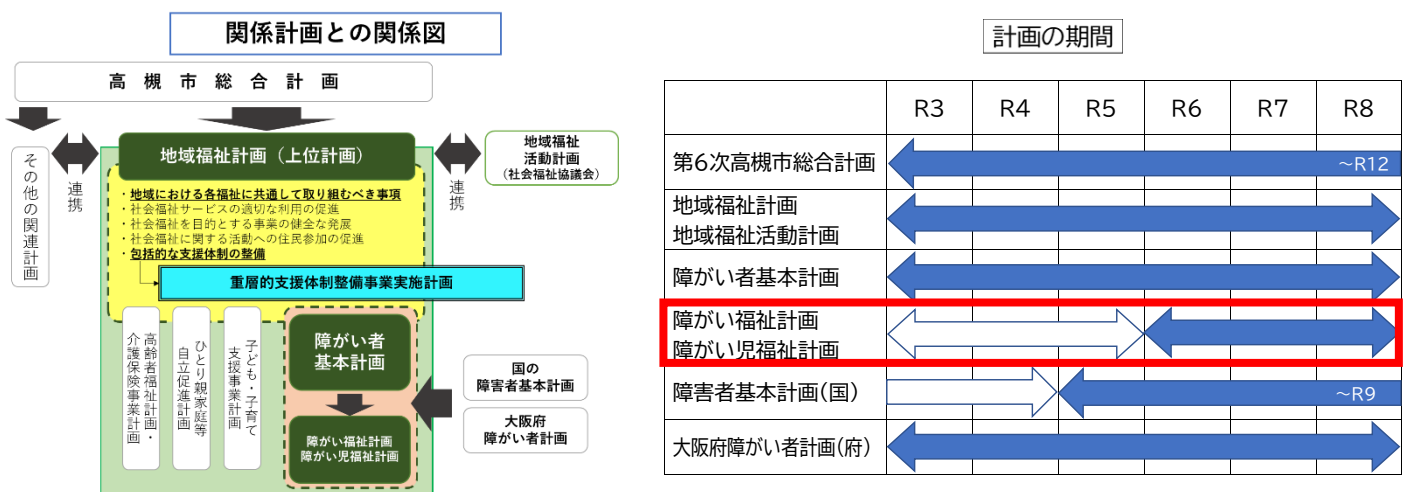
高槻市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（素案）の概要

① 計画策定の趣旨

令和3年度を初年度とする「第2次高槻市障がい者基本計画」に掲げる理念の実現に向け、今後の障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービス等の提供の方向性を定めるため、策定します。

② 計画の位置づけと期間

計画は、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」として策定しており、「第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画」等の関連する他の計画との整合性を図っています。計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。



③ 計画の対象

本計画では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律並びに児童福祉法に基づき、障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を、身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい児者（発達障がい児者及び高次脳機能障がい者を含む。）並びに法令で定める疾病により障がいのある難病患者等としており、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等を図ります。

④ 本市における障がい者施策の基本的な考え方

第2次高槻市障がい者基本計画の基本理念

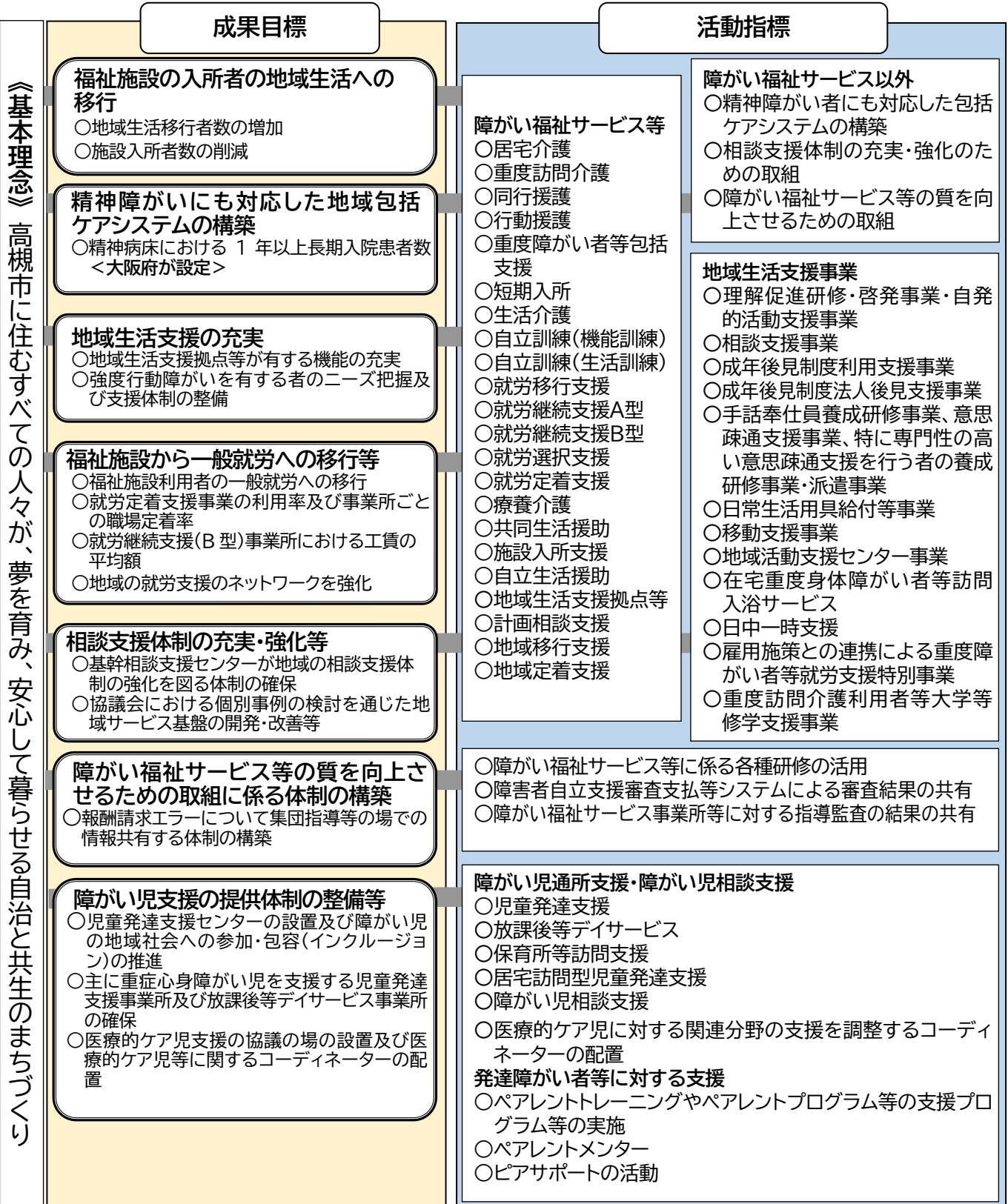
高槻市に、住むすべての人々が、夢を育み、
安心して暮らせる 自治と共生のまちづくり

障がい者施策の展開の方向性

- ◆「個人としての尊厳の尊重」
- ◆「地域における生活支援の充実」
- ◆「自立と社会参加の促進」
- ◆「人にやさしいまちづくりの推進」

高槻市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の成果目標及び活動指標

市が定める障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、「国の基本指針」や国の基本指針に即して示される「大阪府の基本的考え方」を基に成果目標・活動指標を設定するとされています。本計画では、本市の障がい施策の基本方針を示した第2次障がい者基本計画の基本理念を実現するために、以下の成果目標・活動指標を設定します。



《基本理念》 高槻市に住むすべての人々が、夢を育み、安心して暮らせる自治と共生のまちづくり